

答申第804号

情 公 第 2878 号

令和 7 年 1 月 29 日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 規 矩 大 義 様

神 奈 川 県 情 報 公 開 審 査 会

会 長 田 村 達 久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 9 月 21 日付けで諮問された特定警察官に関する電磁的記録公開拒否（存否応答拒否）の件（その 2）（諮問第 904 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和5年6月21日付け行政文書公開請求に対し、その存否を明らかにしないで行政文書の公開を拒否した決定（存否応答拒否決定）を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和5年6月21日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、特定の所属に勤務し交通取締用自動二輪車で活動する交通機動隊員（以下「特定白バイ隊員」という。）が、特定の日時において特定の場所を走行した際の特定白バイ隊員のヘルメットに取り付けられたドライブレコーダーによって撮影された映像及び音声の電磁的記録データ（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和5年7月4日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号、同条第5号柱書及び同条第7号に規定する非公開情報を公開することとなるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年7月7日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求文書は、個人情報にも、個人が識別される情報にも該当せず、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報であり、条例第5条第1号ただし書ウの規定により、個人に関する情報から除外されている。
- (2) 本件請求文書は、交通取締用自動二輪車が走行している様子を記録した映

像であり、テレビ等で警察の活動を紹介する番組で放映される映像と同等のもので、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼす類のものでないことは明らかであるから、実施機関が行った処分は違法・不当である。

- (3) 審査請求人は、後日、特定警察署において本件請求文書が存在することを確認している。
- (4) 神交指発第3082号（令和5年6月21日付け請求、令和5年7月4日付け公開決定）（以下「別件処分」という。）では、本件請求文書と同等の行政文書の公開に応じている。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部交通部交通指導課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、特定白バイ隊員が、特定の日時において特定の場所を走行した際の特定白バイ隊員のヘルメットに取り付けられたドライブレコーダーによって録画された映像及び音声の電磁的記録データである。

(2) 条例第8条該当性について

条例第8条は、「行政文書の存否に関する情報」として、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる旨規定している。

この点、本件請求において、本件請求文書が存在することを前提に諾否の決定を行えば、特定白バイ隊員が実在していることを回答することになるとともに、特定の日時及び場所において、交通指導取締りを行っていたことが明らかとなり、本件請求文書が存在しないことを前提に諾否の決定を行えば、特定白バイ隊員が実在していないこと、又は特定の日時及び場所において、交通指導取締りを行っていないことが明らかとなることから、本件請求文書の存否を答えることは、特定白バイ隊員が、特定の日時及び場所において交通指導取締りを行っているか否か（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものである。

よって、本件請求文書は、その存否を答えるだけで条例第5条第1号、同条第5号柱書及び同条第7号に該当する非公開情報を公開することになるため、条例第8条に該当する。

なお、審査請求人は、前記3(4)のとおり主張するが、公開された行政文書については、審査請求人が提起した民事裁判の証拠資料として被告が裁判所に提出したものであり、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報として、条例第5条第1号ただし書アに該当するため公開したものである。

(3) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報」として、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、同号ただし書に該当する場合を除き非公開情報である旨規定している。

本件存否情報のうち、特定白バイ隊員の氏名は個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(4) 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する場合であっても、同号ただし書アからエまでに該当する情報は公開すべきである旨規定している。

本件存否情報のうち、特定白バイ隊員の氏名は、同号ただし書アの「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」及び同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しないことから、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

なお、審査請求人は、本件請求文書は同号ただし書ウに該当する旨主張す

るが、同号ただし書ウは公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報を公開することを規定したものであることから、特定白バイ隊員の氏名は同号ただし書ウには該当しない。

(5) 条例第5条第5号柱書該当性について

条例第5条第5号柱書は、「事務等に関する情報」として、県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開情報である旨規定している。

各種交通指導取締りは、道路交通法の趣旨に基づいて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的として実施しているところ、本件存否情報は、交通指導取締りを行う路線や交通取締り用自動二輪車の機動力を生かした交通取締り方法が録画された電磁的記録データであり、これを公開すれば、交通指導取締り場所でのみ交通法規を守り、それ以外の場所においては交通法規を無視するという弊害が生じる蓋然性が高く、今後の交通指導取締り事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第5号柱書に該当する。

(6) 条例第5条第7号該当性について

条例第5条第7号は、「犯罪の予防等に関する情報」として、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は非公開情報である旨規定している。

本件存否情報を公開すれば、特定白バイ隊員が走行する路線、交通指導取締りを行う場所が容易に推測されることとなり、これが悪質な運転手又は犯罪を企図する者に悪用されれば、交通指導取締りや追跡からの逃走を容易にし、結果として犯罪を助長し悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことから、本件存否情報は、条例第5条第7号に該当する。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件請求に対し、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで条例第5条第1号本文、同条第5号柱書及び同条第7号に規定する非公開情報を公開することになることを理由に、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定を行っていることから、その妥当性について以下検討する。

(1) 条例第8条が規定する存否応答拒否決定について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせずに公開拒否決定を行うことを認めたのが、本条の規定である。

そして同条が存否応答拒否決定の要件について、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」と規定している以上、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した理由を示すことが求められると解すべきである。

(2) 本件処分の妥当性について

まず、本件公開請求の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、「神奈川県警第一交通機動隊白バイ特定隊員の、ヘルメットに取り付けたカメラで撮影した映像及び音声の電磁記録データ。日時：特定年月日、特定時分から特定時分まで 場所：特定市特定区の特定路線」との記載が認められることから、かかる請求に対して行政文書の存否を前提とした諾否の決定を行えば、「特定年月日に特定市の特定路線において、神奈川県警察第一交通機動隊の

特定白バイ隊員が配置されていたか否か」という存否情報が明らかになると認められる。

そして、当該存否情報のような特定の日時及び場所に特定白バイ隊員が配置されていたか否かという情報が明らかになれば、特定白バイ隊員が走行する路線並びに交通指導取締りを行う日時及び場所が推測される可能性は否定できないことから、これが悪質な運転者又は犯罪を企図する者に悪用されれば、交通指導取締りや追跡からの逃走を容易にし、結果として犯罪を助長し悪質・危険な運転者を道路交通の場から排除することが困難となるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす旨の実施機関の主張は不合理とまではいえない。

よって、当該存否情報は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」（条例第5条第7号）と認められる。

以上のことから、本件においては、本件公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第7号に規定する非公開情報を公開することとなる」と認められるため、本件における存否情報が条例第5条第1号又は同条第5号に規定する非公開情報に該当するか否かを判断するまでもなく、実施機関が条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定を行ったことは妥当である。

(3) その他の主張について

審査請求人は、前記3(4)のとおり主張するが、本件における存否情報は、別件処分で公開した情報と異なり、民事裁判の訴訟記録として何人にも閲覧等が認められている情報とは認められないことから、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 9 月 21 日	○ 諮問
令和 6 年 11 月 22 日 (第244回審査会)	○ 審議
令和 6 年 12 月 26 日 (第245回審査会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横 浜 国 立 大 学 大 学 院 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士（神 奈 川 県 弁 護 士 会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁 護 士（神 奈 川 県 弁 護 士 会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横 浜 国 立 大 学 准 教 授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 （部 会 長 を 兼 ね る）
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁 護 士（神 奈 川 県 弁 護 士 会）	

（令和 7 年 1 月 29 日 現 在）（五十音順）